

6 大気環境関係データ

■概要

2021(令和3)年度における一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)での二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン等の生活環境保全目標の達成状況等は次のとおりです。

(1) 二酸化窒素

一般局(62局)、自排局(34局)とも、全局で生活環境保全目標を達成しました。一般局では19年連続、自排局では12年連続で達成しています。また、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(2) 浮遊粒子状物質

一般局(63局)及び自排局(32局)の全局で長期的評価による生活環境保全目標を達成しました。

なお、近年では、強い黄砂の影響があった平成23年度を除き、おおむね全ての局で生活環境保全目標を達成しています。また、年平均濃度については緩やかな改善傾向で推移しています。

(3) 微小粒子状物質

一般局(40局)、自排局(17局)とも、全局で生活環境保全目標を達成しました。年平均濃度については緩やかな改善傾向となっています。

また、一般局8局、自排局5局において成分分析を実施しました。

(4) 光化学オキシダント・非メタン炭化水素

光化学オキシダントについては全局(66局)で生活環境保全目標を達成しませんでした。その要因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。

なお、光化学スモッグ注意報の発令回数は1回でした。

(5) 二酸化硫黄・一酸化炭素

全ての測定局で長期的評価による生活環境保全目標を達成しました。また、年平均濃度も生活環境保全目標を大きく下回る水準で推移しています。

(6) ベンゼン等有害大気汚染物質

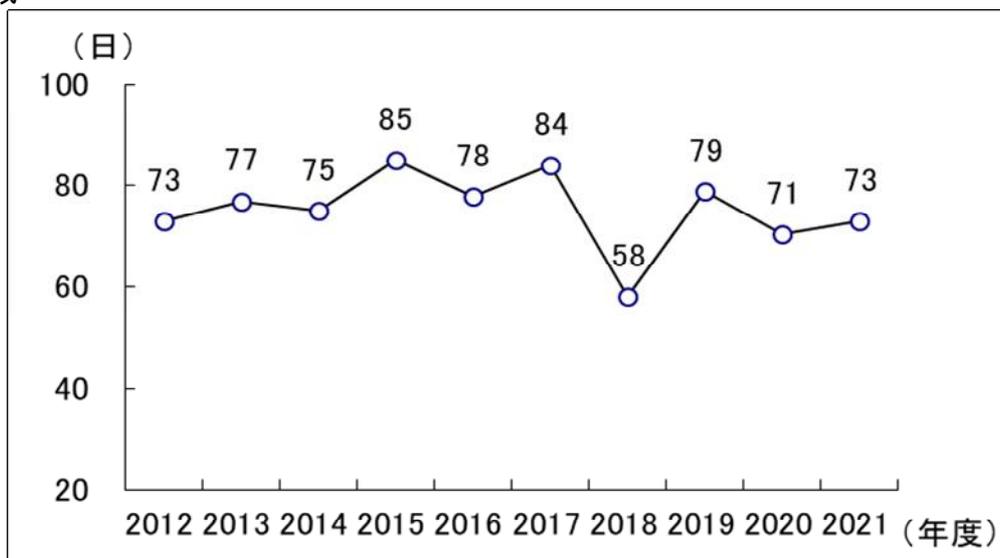
モニタリングを実施している有害大気汚染物質(21物質)のうち、生活環境保全目標が設定されているベンゼンは府内全25地点(道路沿道10地点、一般環境13地点、固定発生源周辺2地点)で、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンは府内全19地点で、ジクロロメタンは府内全20地点で、生活環境保全目標を達成しました。

(7) アスベスト

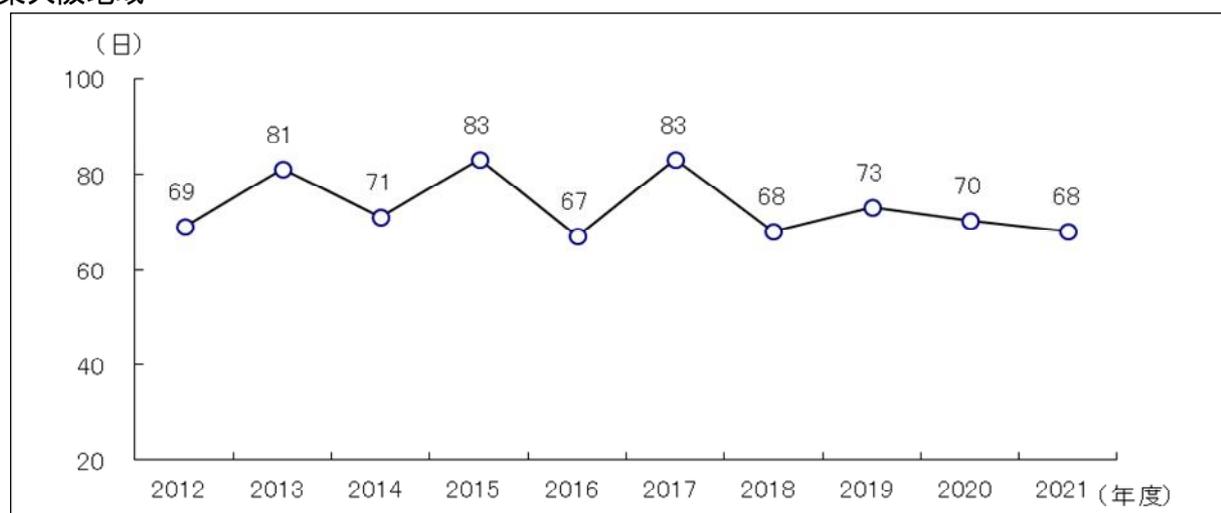
全ての地点において、検出下限値付近の濃度であり、問題になるレベルではないと考えられます。なお、2012(平成24)年度からの調査結果と比べても、同程度のレベルでした。

6-1 昼間の光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた日数の地域別状況と推移

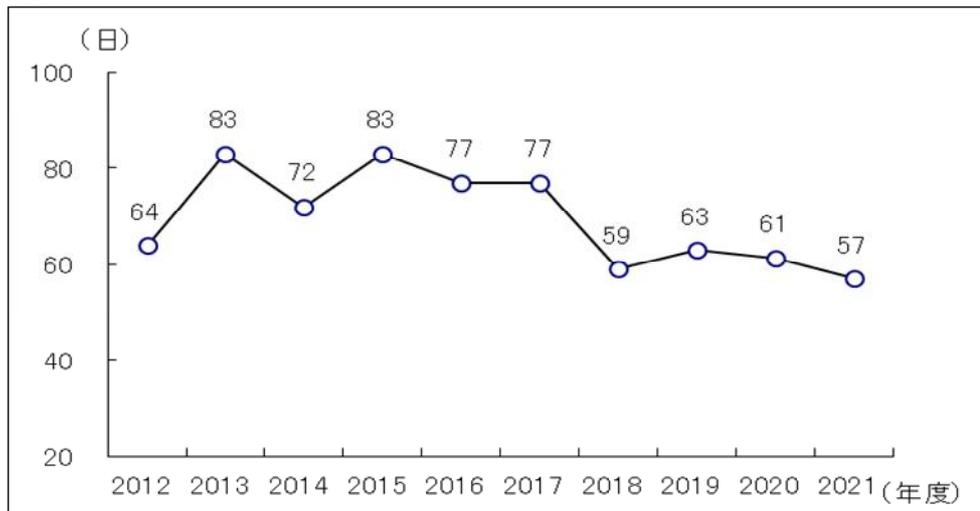
1. 北大阪地域



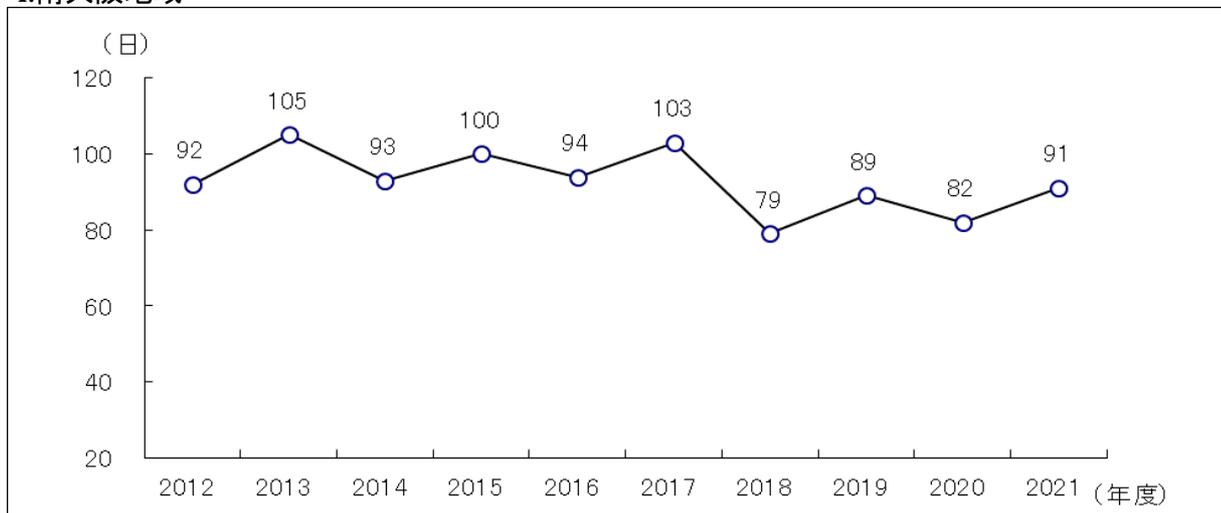
2. 東大阪地域



3.大阪市内地域



4.南大阪地域

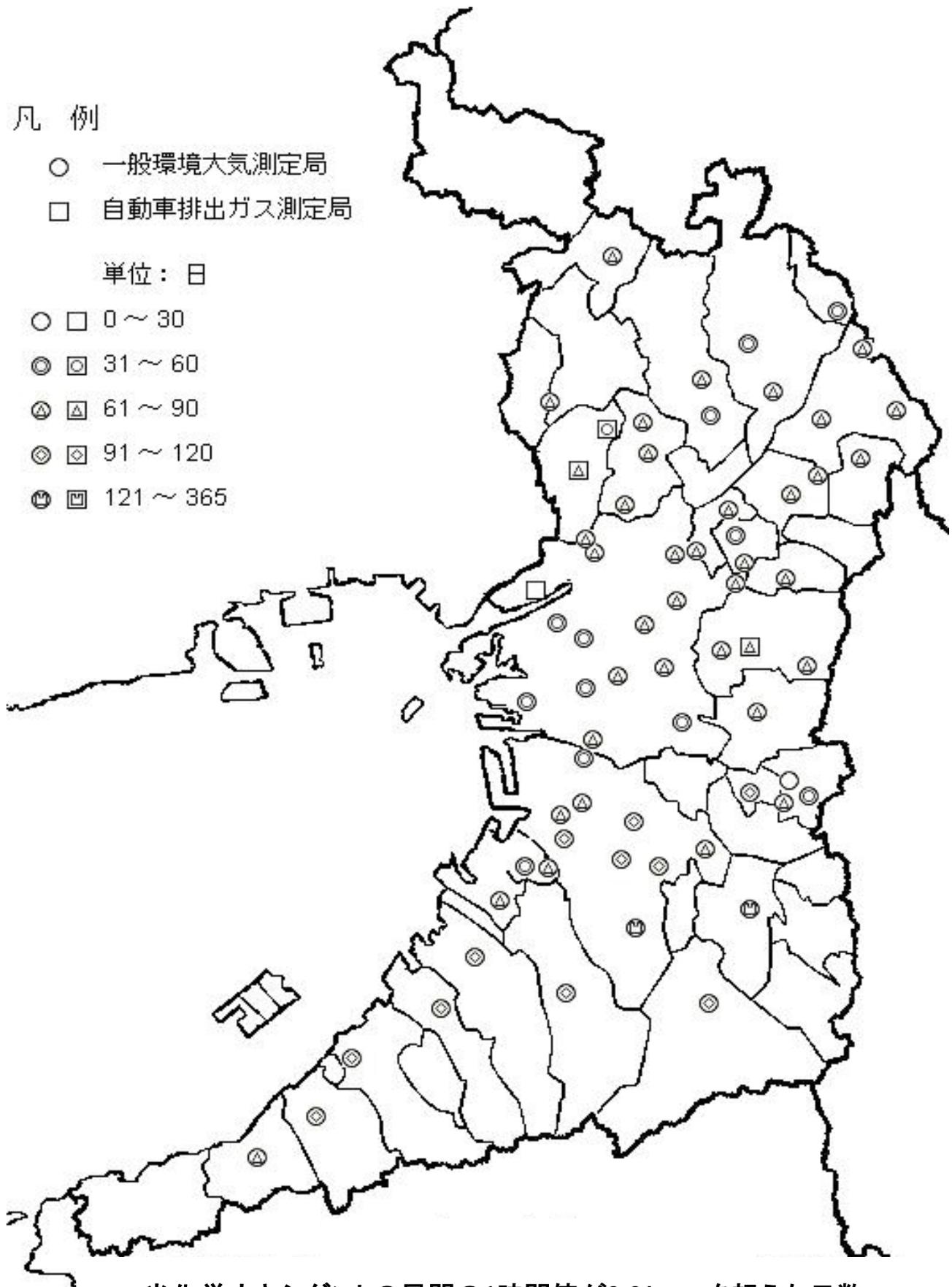


凡 例

- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

単位：日

- □ 0 ~ 30
- ◎ □ 31 ~ 60
- △ △ 61 ~ 90
- ◇ ◇ 91 ~ 120
- ⊕ ⊕ 121 ~ 365

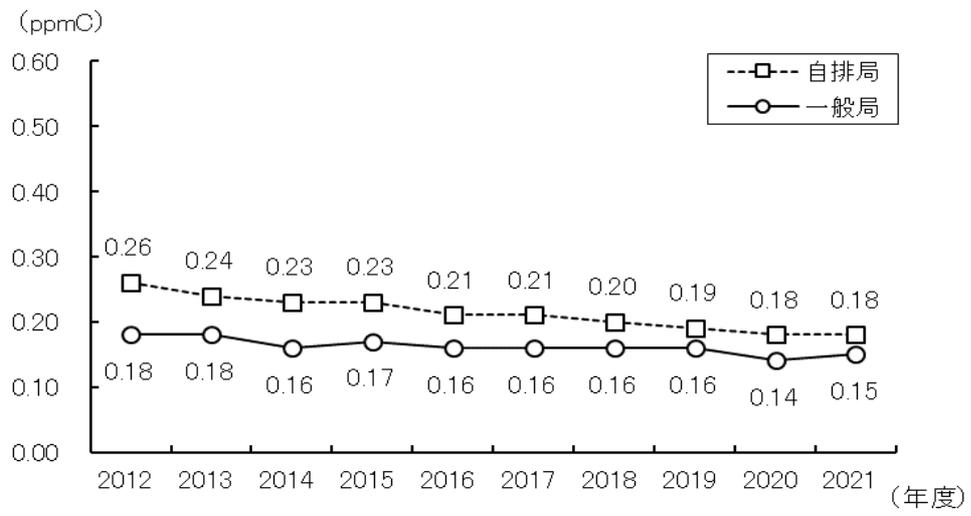


光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数

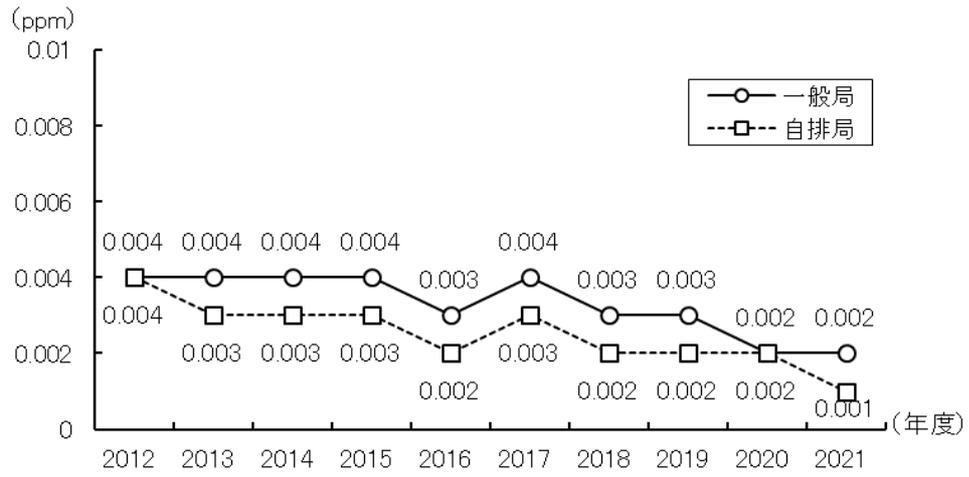
6-2 光化学スモッグ予報・注意報の発令回数及び被害の届出人数の推移

年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
予 報(回)	7	13	5	12	9	2	9	5	5	3
注意報(回)	4	7	3	11	7	1	5	5	4	1
被害届出人数(人)	6	0	7	0	0	0	0	0	0	0

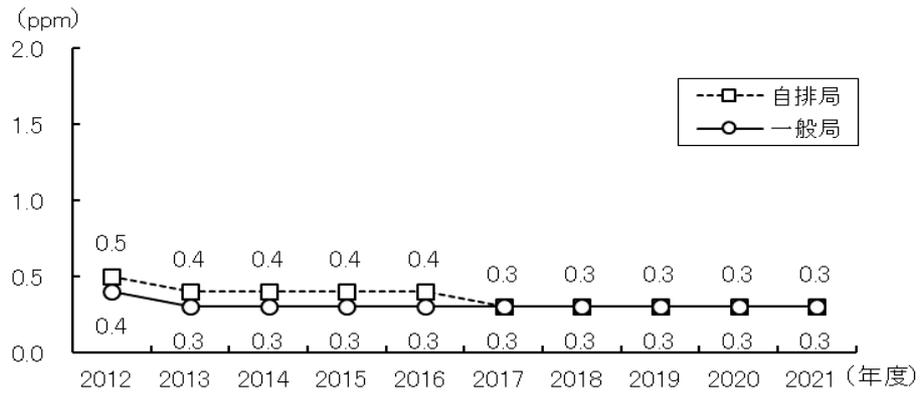
6-3 非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時の年平均値)



6-4 二酸化硫黄濃度の推移



6-5 一酸化炭素濃度の推移



6-6 ベンゼン等有害大気汚染物質の生活環境保全目標達成状況

項 目		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
ベンゼン	道路沿道	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	12(12)	11(11)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)
	一般環境	17(17)	17(17)	17(17)	17(17)	17(17)	17(17)	16(16)	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)
	発生源周辺	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
トリクロロエチレン		26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	25(25)	21(21)	19(19)	19(19)	19(19)	19(19)	19(19)	19(19)
テトラクロロエチレン		26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	25(25)	21(21)	19(19)	19(19)	19(19)	19(19)	19(19)	19(19)
ジクロロメタン		26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	26(26)	25(25)	21(21)	20(20)	20(20)	20(20)	20(20)	20(20)	20(20)

(注1) 府及び政令市等の調査地点を対象としています。

(注2) 表中の数字は生活環境保全目標達成地点数を、()内数字は調査地点数を示します。

6-7 アスベスト(石綿)環境調査結果(地域区分別)

(単位:本/L)

年 度	調 査 地 点			
	四 條 畷 市	松 原 市	泉 南 市	阪 南 市
2017年度	<0.056~<0.056 (<0.056)	<0.056~0.11 (0.062)	<0.056~<0.056 (<0.056)	<0.056~<0.056 (<0.056)
2018年度	<0.056~1.0 (0.16)	<0.056~0.11 (0.062)	<0.056~0.51 (0.094)	0.056~0.39 (0.14)
2019年度	<0.056~0.73 (0.16)	<0.056~0.17 (0.075)	0.14~0.56 (0.28)	<0.056~0.34 (0.12)
2020年度	<0.056~0.11 (0.070)	<0.056~0.22 (0.084)	<0.056~0.11 (0.062)	<0.056~0.39 (0.10)
2021年度	<0.056~<0.056 (<0.056)	<0.056~<0.056 (<0.056)	<0.056~<0.056 (<0.056)	<0.056~<0.056 (<0.056)

注)上段の数値は、一地点につき2カ所、3日間測定した濃度の範囲、
下段()内数値は幾何平均値 本/Lです。

6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況

(1) 大気汚染防止法

(令和3年度)

届出種類	区分	ばい煙	揮発性 有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	水銀及び その化合物	合計
設置		158 (136)		11 (11)			168 (146)
使用							0 (0)
構造等変更		17 (13)		2 (1)		1 (1)	21 (16)
氏名等変更							254 (216)
使用廃止		194 (169)		8 (8)	2 (2)	3 (2)	203 (177)
承継		27 (25)		3 (2)			34 (31)
排出等作業							434 (350)
合計		396 (343)	0 (0)	24 (22)	2 (2)	4 (3)	1114 (936)

(注) ()内は大気汚染防止法施行令13条で定められた市・権限移譲市町村（以下政令市等*）における件数で内数である。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(令和3年度)

届出種類	区分	大気基準 適用施設
設置		3 (2)
使用		0 (0)
構造等変更		1 (1)
氏名等変更		6 (6)
使用廃止		3 (3)
承継		2 (1)
合計		15 (13)

(注) ()内は政令市等*における件数で内数である。

(3) 府生活環境の保全等に関する条例

(令和3年度)

届出種類	区分	ばい煙		揮発性有機化合物		一般粉じん	特定粉じん	合計
		ばいじん	有害物質	届出施設(件数)	届出工場等			
設置		7 (6)	31 (24)	22 (14)		84 (63)	25 (25)	140 (103)
使用		0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)
構造等変更		6 (3)	9 (4)	5 (1)		10 (3)	2 (2)	30 (11)
氏名等変更								177 (129)
使用廃止		7 (6)	51 (28)	29 (18)		63 (49)	11 (11)	140 (91)
承継		3 (2)	2 (1)	8 (7)		5 (2)	0 (0)	14 (8)
排出等作業								206 (184)
合計		23 (17)	93 (57)	64 (40)	0 (0)	162 (117)	38 (38)	659 (526)

(注) 1 ()内は政令市等*における件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

* 集計基準時における政令市等は以下のとおりである。

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村
ただし、ダイオキシン類対策特別措置法に係る政令市等には守口市、和泉市及び門真市も含む。

6-9 立入検査・試料採取状況

(1) 立入検査

(令和3年度)	
区分	工場・事業場等数
規制基準遵守状況等の点検	1885 (1575)

- (注) 1 工場・事業場等数は延べ数である。
 2 ()内は政令市等における件数で内数である。

(2) 試料採取

		(令和3年度)
区分		試料数
原燃料	硫黄分	3 (2)
	塗料・インキの溶剤含有率	0 (0)
ばい煙	硫黄酸化物	13 (13)
	ばいじん	13 (13)
	有害物質	窒素酸化物 その他
揮発性有機化合物		1 (0)
粉じん	一般粉じん	0 (0)
	特定粉じん	3 (3)
	特定粉じん(排出等作業)	478 (416)
ダイオキシン類(排出ガス)		17 (15)
水銀		11 (11)
合計		573 (573)

- (注) ()内は政令市等における件数で内数である。
 特定粉じん(排出等作業)は、測定した作業場の件数である。